

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号

最終改正：平成二十五年三月十九日（同日施行）

- 1 港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号は別表のとおりとする。
- 2 前項の進路信号を掲げる場合には、信号旗として国際信号旗を用いる。

別表

- (1) 「〇代」、「A」、「B」、「C」……又は「1」、「2」、「3」……とあるのは、それぞれ国際信号旗の第〇代表旗、国際信号旗のA、B、C……又は国際信号旗の1、2、3……を示す。
- (2) たとえば、「2代・A・1」とあるのは、上方より順次国際信号旗の第2代表旗、国際信号旗のA及び国際信号旗の1の順序で掲げることを意味する。

1 釧路港

信 号	信 文
2代・1	東区第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・2	東区第2区の係留施設に向かって航行する。
2代・3	東区第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・4	西区第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・5	西区第2区の係留施設に向かって航行する。

2 苫小牧港

信 号	信 文
2代・C	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭1号東岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・N	第1区の木材ドルフィン2号から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・E	第1区の勇払ふ頭から中央南ふ頭西岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・S	第1区のホクレン用栈橋から苫小牧ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・2・E	第2区の入船ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第2区の西ふ頭又は南ふ頭の係留施設に向かって航行する。

3 函館港

信 号	信 文
2代・1	第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・2	第2区の係留施設に向かって航行する。
2代・3	第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・4	第4区の係留施設に向かって航行する。

4 秋田船川港

信 号	信 文
2代・N	秋田北防波堤灯台から旧北防波堤先端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・E	旧北防波堤先端から99度に陸岸まで引いた線（以下「A線」という。）以北の係留施設に向かって航行する。
2代・E・N	J X 棧橋に向かって航行する。
2代・E・C	A線の南側の旧雄物川東側の中島岸壁から下浜ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・E・S	A線の南側の旧雄物川東側の寺内ふ頭以南の係留施設に向かって航行する。
2代・W	A線の南側の旧雄物川西側の係留施設に向かって航行する。

5 鹿島港

信 号	信 文
2代・O	深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・C・N	中央水路（深芝公共岸壁北東端から325度610メートルの地点まで引いた線、同地点から236度30分250メートルの地点まで引いた線、鹿島中央信号所から35度890メートルの地点（以下「A地点」という。）から227度30分に引いた線（以下「A線」という。）、A地点から169度760メートルの地点から272度30分に引いた線（以下「B線」という。）及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の北側の係留施設に向かって航行する。
2代・C・S	中央水路の南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・E	南水路（B線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の東側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・W	南水路の西側及び南側の係留施設に向かって航行する。
2代・N・W	北水路（A線及び陸岸により囲まれた海面をいう。以下同じ。）の南西側及び北西側の係留施設に向かって航行する。
2代・N・E	北水路の北東側の係留施設に向かって航行する。

6 千葉港

信 号	信 文
2代・1	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出洲ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・3	千葉区第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・F・S	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。
2代・F・N	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。
2代・I・W	千葉港葛南市川灯台から56度1,210メートルの地点から340度30分580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・I・E	千葉港葛南市川灯台から73度1,820メートルの地点から72度510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。

7 京浜港

信 号		信 文
東 京 区	2代・L	15号地西側、北側岸壁又はM10、M11 ドルフィンバースに向かって航行する。
	2代・M	10号地その1、11号地建材ふ頭、辰巳ふ頭、M1からM5 ドルフィンバース又は12号地木材投下泊地ブイバースに向かって航行する。
	2代・V	10号地その2 又はお台場ライナーふ頭に向かって航行する。
	2代・H	晴海信号所から芝浦ふ頭南端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	晴海信号所から豊洲ふ頭北西端まで引いた線以東の係留施設に向かって航行する。
	2代・A	有明ふ頭又は台場官庁船棧橋に向かって航行する。
	2代・S	品川ふ頭に向かって航行する。
	2代・R	13号地官庁船棧橋又は青海コンテナふ頭に向かって航行する。
	2代・O	東京電力大井火力発電所棧橋、大井コンテナふ頭、大井水産ふ頭、大井食品ふ頭又は大井食品ふ頭南端から大井ふ頭その2北端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・C	中央防波堤内側埋立地の係留施設に向かって航行する。	
川 崎 区	1代・E	京浜運河東口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	1代・W	京浜運河西口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	2代・S・U	境運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・T・U	田辺運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・I・U	池上運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・G	塩浜運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・U	大師運河の係留施設に向かって航行する。
	2代・O・K	第1区大川町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・O・T	第1区扇町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・M・E	第1区水江町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・T・D	第1区千鳥町南側岸壁に向かって航行する。
	2代・U・S	第1区浮島町京浜運河側岸壁に向かって航行する。
	2代・H・O	第1区京浜運河側東扇島岸壁に向かって航行する。
2代・O・G	第1区扇島北側岸壁に向かって航行する。	
横 浜 区	1代・E	京浜運河東口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	1代・W	京浜運河西口に向かって航行し、京浜運河を通過又は出航する。
	2代・H・M	横浜本牧防波堤灯台から横浜外防波堤南灯台まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。
	2代・Y	横浜外防波堤南灯台から横浜東水堤北端まで引いた線以南の係留施設に向かって航行する。
	2代・O・S	横浜東水堤北端から横浜北水堤灯台まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・D	横浜北水堤灯台から横浜大黒ふ頭船だまり波除堤灯台まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・D・S	横浜北水堤灯台から横浜大黒防波堤西灯台まで引いた線以北の大黒ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・D・E	横浜大黒防波堤東灯台から大黒ふ頭北東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	

2代・D・N	第3区の大黒ふ頭北東端から末広町1丁目南東端まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・S・H	第4区の末広町1丁目南東端から末広町2丁目南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。
2代・K	第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かって航行する。
2代・A・Z	第4区の安善町2丁目南側岸壁に向かって航行する。
2代・O・N	第4区の扇島北側岸壁に向かって航行する。
2代・A・U	旭運河の係留施設に向かって航行する。
2代・S・U	境運河の係留施設に向かって航行する。

8 新潟港

信 号	信 文
2代・W	西区信濃川の西側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・B	西区信濃川の東側の万代島ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・W・D	西区信濃川の東側の導流堤の東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・T	西区信濃川東岸の通船川沿いの係留施設又は山の下ふ頭北側岸壁に向かって航行する。
2代・W・R	西区臨港ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・E	東区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・W	東区西側の係留施設に向かって航行する。

9 名古屋港

信 号	信 文
1代・E	東航路を航行して出港する。
1代・W	西航路を航行して出港する。
2代・E・1	北浜ふ頭西側の係留施設（J3からG1栈橋）又は高潮防波堤中央堤東灯台から88度1,260メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・E・2	東海元浜ふ頭南側、北浜ふ頭北側の係留施設（G6からG4栈橋）又は横須賀ふ頭に向かって航行する。
2代・E・3	東海元浜ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・4	東海元浜ふ頭北側の係留施設に向かって航行する。
2代・E・5	新宝ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・B・1	潮見ふ頭南側の係留（BL, BK栈橋）又は潮見ふ頭南西端から180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・B・2	潮見ふ頭東側の係留施設（BH2からBY栈橋）に向かって航行する
2代・B・3	潮見ふ頭北側の係留施設（Q1からB3栈橋）に向かって航行する。
2代・B・4	潮見ふ頭西側の係留施設（B4からBJ栈橋）に向かって航行する。
2代・N・1	昭和ふ頭又は船見ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・2	ガーデンふ頭、大手ふ頭、築地東ふ頭又は大江ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・3	一洲町の栈橋、稲永ふ頭又は潮風ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・N・4	空見ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。

2代・N・5	第1区の係船浮標に向かって航行する。
2代・K・1	金城ふ頭52から57号岸壁に向かって航行する。
2代・K・2	金城ふ頭 58 から 67 号岸壁に向かって航行する。
2代・K・3	金城ふ頭 76 から 85 号岸壁に向かって航行する。
2代・W・1	金城ふ頭71から75号岸壁、空見ふ頭西側又は木場金岡ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・2	飛島ふ頭東側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・3	飛島ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・W・4	飛島ふ頭西側、弥富ふ頭東側の係留施設又は第4区の係船浮標に向かって航行する。
2代・W・5	弥富ふ頭南側又は鍋田ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・P・1	高潮防波堤中央堤東灯台から21度30分2,030メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内海面の危険物船錨地に向かって航行する。
2代・S・1	南浜ふ頭の係留施設又は高潮防波堤中央堤東灯台から144度800メートルの地点（以下A地点という）から214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面の危険物船錨地に向かって航行する。

10 四日市港

信 号	信 文
1代・1	第1航路を航行して出港する。
1代・U	午起航路から第1航路を航行して出港する。
1代・2	第2航路を航行して出港する。
2代・M・Y	三菱化学三田栈橋に向かって航行する。
2代・I・S	石原産業から昭和四日市石油に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D・M	コスモ石油塩浜栈橋、三菱化学第1から第3栈橋又は東邦石炭ふ頭に向かって航行する。
2代・C・E	千歳町第1、第2又は第3ふ頭の係留施設（第1から第14号岸壁）に向かって航行する。
2代・C・W	千歳町第2、第3ふ頭の係留施設（第15号岸壁から小型船栈橋）、日本板硝子又は太平洋セメントの係留施設に向かって航行する。
2代・T	コスモ石油四日市栈橋に向かって航行する。
2代・U	コスモ石油午起栈橋又は中部電力四日市火力発電所の係留施設に向かって航行する。
2代・K・W	霞1丁目西側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・S	霞1丁目南側の係留施設に向かって航行する。
2代・K・E	霞1丁目東側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・N	霞ヶ浦南ふ頭北側若しくは東側又は霞ヶ浦北ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S・W	霞ヶ浦南ふ頭西側の係留施設に向かって航行する。
2代・F	富双1、2丁目又は富田浜町の係留施設に向かって航行する。
2代・A	谷口石油栈橋に向かって航行する。
2代・E	中部電力川越火力発電所の係留施設に向かって航行する。
2代・W	四日市港東防波堤南灯台から285度200メートルの地点まで引いた線、同地点から334度1,080メートルの地点まで引いた線、同地点から17度520メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面の錨地に向かって航行する。

1 1 阪神港

信 号		信 文
大 阪 区	2代・H	第1区の係留施設に向かって航行する。
	2代・2・T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・2・A	第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。
	2代・3・W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。
	2代・3・E	第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。
	2代・3・C	第3区港大橋以东の南港コンテナ埠頭、I岸壁又はG岸壁に向かって航行する。
	2代・3・K	第3区港大橋以东の係留施設（第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、I岸壁又はG岸壁を除く。）に向かって航行する。
	2代・4・N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。
	2代・4・S	第4区の係留施設（南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。）に向かって航行する。
2代・5	第5区の係留施設に向かって航行する。	
堺 泉 北 区	2代・1	第1区の係留施設に向かって航行する。
	2代・2	第2区の係留施設に向かって航行する。
	2代・3	第3区の係留施設に向かって航行する。
神 戸 区	2代・K	第1区内の三菱重工業神戸造船所から川崎造船神戸工場に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・T	第1区の高浜岸壁に向かって航行する。
	2代・N	第1区の中突堤に向かって航行する。
	2代・S・W	第1区の新港第1突堤西側から新港第4突堤西側に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・W	第1区のポートアイランド西側の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・2	第2区のポートアイランド第二期埋立地東側の係留施設に向かって航行する。
	2代・P・E	第2区のポートアイランド東側の係留施設又はドルフィンバース9番に向かって航行する。
	2代・P・N	第2区のポートアイランド北側の係留施設に向かって航行する。
	2代・S・E	第2区の新港第4突堤東側から新港東ふ頭東側に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2代・M・W	第2区の摩耶ふ頭西側の係留施設又はドルフィンバース1番に向かって航行する。
	2代・M	第2区の摩耶ふ頭南側の係留施設、摩耶ふ頭東側の係留施設又はドルフィンバース2番から8番に向かって航行する。
	2代・A	第2区の灘ふ頭に向かって航行する。
	2代・E・1	第2区の東部第1工区の係留施設に向かって航行する。
	2代・E・2	第2区及び第3区の東部第2工区の係留施設に向かって航行する。
	2代・R・N	第2区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。
	2代・R・W	第2区の六甲アイランド西側の係留施設に向かって航行する。
	2代・R・S	第3区の六甲アイランド南側の係留施設に向かって航行する。
	2代・R・E	第3区の六甲アイランド東側の係留施設に向かって航行する。
	2代・R	第3区の六甲アイランド北側の係留施設に向かって航行する。
	2代・E・3	第3区の東部第3工区の係留施設に向かって航行する。
2代・F	第3区の東神戸フェリーふ頭の係留施設に向かって航行する。	
2代・E・4	第3区の東部第4工区の係留施設に向かって航行する。	

1 2 水島港

信 号	信 文
1代・M	上水島以東から出港する。 (港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定により「1代・P」を表示しなければならない船舶にあっては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。)
1代・T	上水島以西から出港する。
2代・A	西公共(一)2.6m物揚場からJX日鉱日石エネルギー水島製油所A工場岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・B	東公共物揚場からJX日鉱日石エネルギー水島製油所B工場棧橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。
2代・C	旭化成C7棧橋から太平洋セメント棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出棧橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・T・H	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。
2代・T・S	玉島地区(乙島を除く。)の係留施設に向かって航行する。
2代・F・M	JFE南側海域(AからE錨地)に向かって航行する。
2代・F・T	玉島人工島南側海域(FからP錨地)に向かって航行する。

1 3 関門港

信 号	信 文
1代・E	東口に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・M	西口の六連島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・S	西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
1代・W・A	西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港(響新港区、新門司区を除く。)を通過又は出港する。
田 野 浦 区	2代・T 田野浦区の係留施設(太刀浦係船岸壁及び太刀浦1号物揚場を除く。)に向かって航行する。 2代・U・W 太刀浦係船岸壁1号から6号に向かって航行する。 2代・U 太刀浦係船岸壁7号から8号に向かって航行する。 2代・U・S 太刀浦係船岸壁9号から29号に向かって航行する。 2代・U・E 太刀浦係船岸壁30号から42号及び太刀浦1号物揚場に向かって航行する。
門 司 区	2代・M 門司区の係留施設に向かって航行する。
下 関 区	2代・S 下関区の係留施設に向かって航行する。
西 山 区	2代・N 西山区の係留施設(福浦湾の係留施設を除く。)に向かって航行する。 2代・N・F 西山区の福浦湾の係留施設に向かって航行する。

小倉区	2代・K・A	高浜船だまり、砂津兼松油槽小倉油槽所オイル・LPG共用栈橋又はオイル専用栈橋に向かつて航行する。
	2代・K・S	砂津泊地又は紫川泊地の係留施設に向かつて航行する。
	2代・K・H	日明泊地又は日明北泊地の係留施設に向かつて航行する。
	2代・R	北九州市日明積出基地から堺川九州電力栈橋に至る間の係留施設又は若松区第5区九州化学工業栈橋から新日鉄住金化学(株)戸畑1号岸壁に至る間の係留施設に向かつて航行する。
	2代・R・S	日鉄住金高炉セメントの1設、3設栈橋、原料船岸壁又は若松区第5区新日鉄住金化学(株)製品払出岸壁から堺川公共岸壁に至る間の係留施設に向かつて航行する。
若松区	2代・Y・O	第1区の東京製鉄専用栈橋、五島商店岸壁、北九州市環境局江川中継所栈橋、堀川公共岸壁又は三菱マテリアル栈橋に向かつて航行する。
	2代・Y・R	第1区の三菱化学重油栈橋から三菱化学合成4号栈橋に至る間の係留施設に向かつて航行する。
	2代・Y・K	第1区の下島岸壁又は三菱化学コークス1号栈橋から三菱化学硝酸1号栈橋に至る間の係留施設に向かつて航行する。
	2代・Y・D	第1区の太平洋セメント岸壁、黒崎公共岸壁又は黒崎泊地内の係留施設に向かつて航行する。
	2代・Y・B	第1区の若松高架鉄道栈橋、八幡製鉄西八幡鉄くず岸壁、妙見泊地内の係留施設又は第2区の洞岡北岸壁に向かつて航行する。
	2代・Y	第2区の下島泊地内の係留施設(旭硝子岸壁を除く。)に向かつて航行する。
	2代・Y・E	第2区の旭硝子岸壁に向かつて航行する。
	2代・Y・W	第2区の岬ノ山岸壁又は第3区の係留施設に向かつて航行する。
	2代・Y・N	第4区の製鉄戸畑内浦岸壁、川代岸壁、戸畑商港岸壁又は戸畑漁港岸壁に向かつて航行する。
	2代・Y・X	第4区(株)J-オイルミルズ若松工場岸壁、日立金属東岸壁、(株)トーカイ岸壁又は北湊泊地内の係留施設に向かつて航行する。
	2代・Y・H	第4区の安瀬南第1泊地内の係留施設、第5区の響灘ドルフィン、響灘南岸壁、ひびきコールセンター第1岸壁、戸畑共同火力重油栈橋又は第5区内の錨地に向かつて航行する。
	2代・Z	第5区製鉄戸畑泊地内又は焼結船だまりの係留施設に向かつて航行する。
	2代・A	第6区安瀬泊地内の係留施設又は錨地に向かつて航行する。
六連島区	2代・J・B	大東タンクターミナル株式会社六連油槽所の係留施設に向かつて航行する。
	2代・J・C	新港ふ頭多目的ターミナルの係留施設に向かつて航行する。
長府区	2代・C	長府区の係留施設に向かつて航行する。

1 4 博多港

信 号	信 文
2代・C	第1区東浜ふ頭4岸から須崎ふ頭4岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・P	第1区箱崎ふ頭から東浜ふ頭5岸に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・S	第1区須崎ふ頭北護岸から西公園下防波堤に至る間の係留施設に向かって航行する。ただし、北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過する場合を除く。
2代・E・1	北防波堤北端から箱崎防波堤南端まで引いた線を通過し、第1区の係留施設に向かって航行する。
2代・E・2	第2区の係留施設に向かって航行する。

1 5 長崎港

信 号	信 文
2代・F	長崎漁港の係留施設に向かって航行する。
2代・1・E	第1区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・W	第1区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・1・B	第1区の係船浮標に向かって航行する。
2代・2・E	第2区東側の係留施設に向かって航行する。
2代・2・W	第2区西側の係留施設に向かって航行する。
2代・3・N	第3区北側又は第5区の係留施設に向かって航行する。
2代・3・E	第3区東側、第4区小ヶ倉柳ふ頭又は土井首浦の係留施設に向かって航行する。
2代・4・E	第4区九州スチールセンターからナカタマックコーポレーションに至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・4・W	第4区三菱重工造船所の係留施設又は公共岸壁に向かって航行する。

1 6 那覇港

信 号	信 文
2代・N	那覇ふ頭又は那覇軍港の係留施設に向かって航行する。
2代・T	泊ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・S	新港ふ頭の係留施設に向かって航行する。
2代・U	浦添ふ頭の係留施設に向かって航行する。
1代・Y	倭口から出港する。
1代・T	唐口から出港する。